

電力10社の情報提供状況(平成28年6月27日現在)

資料4

○検針票による情報提供(低圧部門向け)

	託送料金相当額	使用済燃料再処理等既発電費相当額	電源開発促進税	再生可能エネルギー発電促進賦課金
北海道電力	○	○	×	○
東北電力	○	○	×	○
東京電力	○	○	○	○
中部電力	○	○	×	○
北陸電力	○	○	×	○
関西電力	○	○	×	○
中国電力	○	○	×	○
四国電力	○	○	×	○
九州電力	○	○	×	○
沖縄電力	○	—	×	○

(注)電力各社の検針票において、情報提供されていることが確認できた場合は「○」、確認できなかった場合は「×」、該当しない場合は「—」と記載

○ホームページによる情報提供

	託送料金相当額	使用済燃料再処理等既発電費相当額	電源開発促進税	再生可能エネルギー発電促進賦課金
北海道電力	託送供給等約款適用料金相当額等	託送供給等約款適用料金相当額等	×	再生可能エネルギー発電促進賦課金
東北電力	託送料金相当額等について	託送料金相当額等について	×	再生可能エネルギー発電促進賦課金
東京電力	託送料金相当額等について	託送料金相当額等について	託送料金相当額等について	賦課金等について
中部電力	託送料金相当額について	託送料金相当額について	×	再生可能エネルギー発電促進賦課金
北陸電力	託送料金相当額および使用済燃料再処理等既発電費相当額について	託送料金相当額および使用済燃料再処理等既発電費相当額について	×	再生可能エネルギーの固定価格買取制度
関西電力	託送料金相当額について	託送料金相当額について	×	再生可能エネルギーの買取制度について
中国電力	託送料金相当額および使用済燃料再処理等既発電費相当額について	託送料金相当額および使用済燃料再処理等既発電費相当額について	×	再生可能エネルギー発電促進賦課金について
四国電力	託送料金相当額	託送料金相当額	×	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価表
九州電力	託送料金相当額について	託送料金相当額について	×	再生可能エネルギー発電促進賦課金について
沖縄電力	託送料金相当額の計算方法	—	×	再生可能エネルギー発電促進賦課金について

(注)電力各社のホームページにおける掲載場所を記載。情報提供されていることが確認できなかった場合は「×」、該当しない場合は「—」と記載

※なお、電源開発促進税については、経済産業省資源エネルギー庁電力基本政策小委員会において、国による情報提供を行っていくことが望ましいと整理されており、現在、資源エネルギー庁において消費者への情報提供の方法を検討している。

電力託送料金に関する調査会の開催状況

開催日	議事内容
第1回 平成28年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・電力託送料金の査定方法について 資源エネルギー庁 電力・ガス取引監視等委員会
第2回 平成28年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・電力託送料金制度等に関するヒアリング 松村敏弘(東京大学社会科学研究所教授) 山内弘隆(一橋大学大学院商学研究科教授)
第3回 平成28年6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・電力託送料金に関する送配電事業者からのヒアリング 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 北海道電力株式会社 中国電力株式会社 ・電力託送料金の査定方法等についてのヒアリング 資源エネルギー庁 電力・ガス取引監視等委員会
第4回 平成28年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・欧米の電力託送料金制度に関するヒアリング 服部徹(電力中央研究所社会経済研究所上席研究員) ・電力託送料金の国際比較について
第5回 平成28年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・電力託送料金に関する調査会の取りまとめについて
第6回 平成28年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・電力託送料金に関する調査会の取りまとめについて

電力託送料金に関する調査会
委員名簿

座長	古城 誠	上智大学法学部教授
座長代理	井手 秀樹	慶応義塾大学名誉教授
	太田 康広	慶応義塾大学大学院経営管理研究科教授
	古賀 真子	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン理事長
	白山 真一	公認会計士
	陶山 恵子	北九州市消費者団体連絡会参与
	安田 陽	関西大学システム理工学部准教授
	矢野 洋子	前東京消費者団体連絡センター事務局長

以上8名

※ なお、消費者委員会の蟹瀬令子委員、長田三紀委員が電力託送料金に関する調査会の担当委員として、調査審議に参画する。